

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
南スーダン	ジュバ河川港拡充計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	ジュバ河川港拡充計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,607,000千円 H29.12.31まで	H25.1.17 ジュバで (同日)	日本側 堀江良一在スーダン大使 南スーダン側 エリアス・ニヤムレール・ワコソン外務国際協力副大臣	H25.1.29 28号
南スーダン	ナイル架橋建設計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	ナイル架橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	8,134,000千円 H31.12.31まで	H25.1.17 ジュバで (同日)	日本側 堀江良一在スーダン大使 南スーダン側 エリアス・ニヤムレール・ワコソン外務国際協力副大臣	H25.1.29 29号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。